参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和２年６月２６日

支出負担行為担当官

大阪管区気象台長　　木俣　昌久

1　当該招請の主旨

本業務については､既に運用している官署及び航空多機能型地震計の点検調整作業を行うもので、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、４の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、本業務に必要な点検調整技術を有している法人等との契約手続きに移行する。

なお、４の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、一般競争入札方式による公告を行う予定である。

2　業務概要

（1）業 務 名

官署及び航空多機能型地震計点検調整作業

（2）業務内容

既存の官署及び航空多機能型地震計の機能を維持し、業務を円滑に遂行するために必要な点検調整を行う。

（3）完了期限

令和３年３月２６日（金）

3　業務目的

既設の官署及び航空多機能型地震計の点検調整を行うことで安定した機能を維持し､地震及び津波に関する情報の適切かつ迅速な発表に資することを目的とするものである。

4　応募要件

（1）基本的要件

ア　予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）第７０条及び第７１条の規定に該当しない者であること。

イ　令和元・２・３年度（平成３１・３２・３３年度）国土交通省（全省庁統一資格）「役務の提供等」において近畿地域の競争参加資格を有する者であること。

ウ　大阪管区気象台から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

エ　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

（2）技術力に関する要件

官署及び航空多機能型地震計が、地震・津波防災上極めて重要な機器であることを理解し、業務に支障を与えない技術を有し、同種の業務における実績を有すること。

（3）設備・システムに関する要件

当該装置の性能・機能仕様を理解し、本業務を実施するための資料に示す項目について、個々の要件を満足するような点検調整を行う技術を有すること。また、当該装置の試験及び修理を行う設備を有すること。

（4）守秘性に関する要件

ア　当台から提供された資料は、監督職員の許可を受けた場合または公開資料であることが明らかである場合を除き、本業務以外の目的で使用してはならない。また、貸与された資料は、本業務終了後直ちに返却しなければならない。

イ　当台の許可を受けた場合を除き、本成果物を他に流用してはならない。

（5）業務執行体制に関する要件

作業完了期限までに点検調整及び動作確認を完了する体制を有すると共に、作業完了後に発生した不具合などについて必要な連絡窓口、保守体制を持つこと。

（6）業務実績に関する要件

地震及び震度を観測する装置、伝送装置ならびにソフトウェアに関する作成・改修の実績を有している、若しくは許可を得られること。

5　手続き等

（1）担当部局

〒540-0008　大阪市中央区大手前４－１－７６　大阪合同庁舎第４号館

大阪管区気象台総務部会計課第一契約係

電話　06-6949-6301　　ＦＡＸ　06-6941-2640

（2）説明書の交付期間、場所

令和２年　６月２６日(金)から令和２年　７月　６日(月)まで　（1）に同じ

（3）参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

令和２年　７月　７日(火)　17 時 00 分まで　（1）に同じ。

持参、郵送（書留郵便に限る。）または電送（事前に（1）へ連絡を入れること）すること。

6　その他

（1）手続きにおいて使用する言語及び通貨　　日本語及び日本国通貨に限る。

（2）関連情報を入手するための照会窓口　　５（1）に同じ。

（3）一般競争入札方式による公告を行うこととなった場合、その旨後日通知する。

（4）令和元・２・３年度（平成３１・３２・３３年度）国土交通省（全省庁統一規格）「役務の提供等」において近畿地域の競争参加資格の認定を受けていない場合も５（3）により参加意思確認書を提出することができるが、本件が（3）の公告を行うこととなった場合で該当入札の競争参加資格確認申請を行う場合には当該資格の認定を受けていなければならない。

（5）詳細は公募説明書による。